

NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用方針(案)への意見募集について

1 NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用方針とは

宝塚市は、NTN(株)宝塚製作所跡地について、市役所を始めとする行政機能が集積するシビックゾーンに隣接しているという立地条件を活かし、本市の行政課題を解決しつつ、魅力ある都市環境を創造することを目的に公有化します。

当該地の利活用に向けては、平成 25 年度から基本構想の策定に取り組み、現在、基本計画・基本設計の策定に向けた検討を行っています。

NTN(株)宝塚製作所跡地利活用方針（以下、「本方針」という）は、基本構想に基づき、より具体的な土地の利活用の考え方を示すもので、今後、本方針に沿って計画内容を図面化していくなど、基本計画・基本設計の策定作業を進めていきます。

2 これまでの検討状況とスケジュール（予定）

	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)
(1) 基本構想	←→			NTN(株)宝塚製作所跡地利活用方針			
(2) 基本計画・基本設計		←	→				
(3) 実施設計				←→			
(4) 整備工事					→		

(1) 基本構想の策定について（平成 26 年 6 月）

NTN(株)宝塚製作所跡地の利活用内容や機能等について、概ねの方向性を定めたものです。取得目的に沿って、本市の発展に資する土地活用の方法を検討するため、ワークショップなどの開催により市民等の意見を効果的に取り入れながら基本構想を策定しました。（平成 25 年度に市民とのワークショップ 4 回、意見交換会 2 回、近隣自治会への説明会 2 回を開催）

(2) 基本計画・基本設計の策定について（平成 27 年度）

基本計画・基本設計は、基本構想の考え方をより具体化していくもので、現在策定作業を行っています。

本方針は、この基本計画・基本設計の骨格部分にあたるものです。今後、本方針に基づき、このエリア全体の基本計画及び上下水道局庁舎（危機管

理センター、ネットワークセンターを含む)、道路(緑道、敷地内通路を含む)、ひろば(中庭を含む)、オープンスペース、駐車場など各施設の配置や規模、整備内容等を示す基本設計を策定します。

(3) 実施設計の策定について(平成28年度)

基本設計を踏まえ、インフラや建物等各施設の設計図の作成、事業費の算出等を行う実施設計の策定作業を行う予定です。

(4) 整備工事の着工について(平成29年度～平成31年度)

実施設計を基に、上下水道局庁舎や道路、ひろば、オープンスペース、駐車場など各施設の整備工事に順次着手していく予定です。

3 NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用方針(案)の構成

- 1 「ひ・ろ・ば」について
- 2 新市庁舎の建物配置について

4 NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用方針(案)のポイント(詳細は別添参照)

- 「ひ・ろ・ば」について
 - ・ いこう・つどう・ささえあうエリアづくり
 - ・ 5つの「えん」を生み出す「ひ・ろ・ば」
 - ・ 「ひ・ろ・ば」の管理運営手法について
- 新市庁舎の建物配置について
 - ・ 現市庁舎の既存機能を高める新市庁舎
 - ・ バリアフリーに配慮した動線計画
 - ・ 周囲の「ひ・ろ・ば」と連携する建物
 - ・ 歴史を継承する現市庁舎を最大限に尊重
 - ・ 宝塚市の街や自然を感じさせる明快な断面計画
 - ・ 環境負荷に配慮した新市庁舎
 - ・ 上下水道局・ネットワークセンター・危機管理センター
 - ・ 軒下空間(ピロティ)
 - ・ 共用エントランス棟

5 意見募集の目的

市民のための公共サービスゾーンを実現するため、その考え方等について、広く公表し、市民の皆様からの御意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用方針（案）
- ② NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用方針（案）に対する意見募集
- ③ 別紙「意見提出用紙」

6 NTN(株)宝塚製作所跡地等利活用方針（案）の公表方法について

宝塚市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>) の企画経営部政策室政策推進課のページのほか、市役所政策推進課(3F)及び市民相談課(1F)、各サービスセンター・サービスステーションで公表しています。

7 意見の募集期間

平成27年(2015年)12月22日(火)から平成28年(2016年)1月21日(木)まで

8 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に、氏名、住所、電話番号、市内に在勤・在学の方は会社名・学校名などを明記し、本方針（案）に関する御意見を記載したうえで、市役所政策推進課へ持参・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内に御提出ください。ただし、郵送の場合は、平成28年(2016年)1月21日(木)必着とします。

なお、電話などによる口頭での意見提出はできません。

また、提出いただいた御意見に対し、個別の回答はしませんので御了承ください。

9 提出先・問い合わせ先

〒665-8665 (住所記載不要)「宝塚市役所企画経営部政策室政策推進課」

電話番号 0797-77-2001

ファクシミリ 0797-72-1419

電子メールアドレス m-takarazuka0001@city.takarazuka.hyogo.jp

市役所所在地 宝塚市東洋町1番1号

(政策推進課は市役所3階です。)

10 意見の公表方法

御提出いただいた御意見（パブリック・コメント）については、個人、法人などの権利利益を害するおそれのある情報（住所、氏名等）を除き、その全体を取りまとめた上で、御意見の採否及び市の考え方とともに、市ホームページで公表するほか、市役所政策推進課(3F)及び市民相談課(1F)、各サービスセンター・サービスステーションで配布します。